

京都市上下水道局訓令甲第1号

上下水道モニター実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

上下水道モニター実施要綱の一部を改正する訓令

上下水道モニター実施要綱の一部を次のように改正する。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)